

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について

ベトナム長期派遣専門家（チーフアドバイザー）
西 岡 剛（法務総合研究所教官・検事）

はじめに

2005 年ベトナム民法 318 条以下には、民事義務の担保に関する規定が置かれており、これら各規定を具体的に施行するために、2006 年に担保取引に関する政府議定 163 号が制定された。同議定は、担保取引の成立、履行、処分に関して民法の規定を具体的に施行するためのものである。ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトにおいても、カウンターパートの一機関である司法省との間で、ベトナムの担保法令の制定、運用のための協力を続けているところ、上記 163 号議定の改正作業にも協力し、2012 年 2 月 22 日、同議定の一部条項を改正した政府議定 11 号が公布され、同年 4 月 10 日から施行されている。本報告において、主な改正点を述べると共に、163 号議定及び 11 号議定の仮訳を紹介する。

第 1 担保取引に関する政府議定の全体像

第 1 章 総則

第 2 章 担保取引の締結

第 3 章 担保取引の履行

1 節 財産質

2 節 財産抵当

3 節 手付・寄託

4 節 供託

5 節 保証

6 節 信用による抵当

第 4 章 質・抵当における抵当財産の処分

(施行条項)

第 2 主な改正点

主な改正点は以下の 7 点である¹。

1 3 条 用語解説（1 項を改正）

新条文	旧条文
担保設定者は、自身の所有に属する財産・土地使用権及び信用を使用する者、あるいは自分自身の、又は他人の民事義務の履行を担保するために担保権者に対して、その履行を約束した者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる。	担保設定者【Bên bảo đảm】とは、義務を負う者あるいは民事義務の履行の担保を約束した第三者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる。

¹ 相当数の改正点があるので、具体的な改正は仮訳を参照していただきたい。

(ベトナム側の説明)

第三者という言葉だけでは、一体誰を指すのか、関係者や関係組織に対して、誤解を招くこともあったことから、改正したということである。

2 4条 担保財産（1項及び2項を改正）

新条文	旧条文
1 担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引が禁止されていないものである。	1 担保財産は、当事者によって合意されたもので、義務者の所有に属するか、あるいは、権利者に対してその財産で義務者の義務履行を担保することを約束した第三者の所有に属するものである。担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引可能なものである。
2 将来形成財産は、次のものを含む a) 借入資本から形成された財産 b) 形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立中の財産 c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結	2 将来形成財産は、義務成立後、あるいは担保取引締結後に、担保設定者の所有に属している財産である。将来形成財産は、担保取引締結時点において形成された全財産を含むが、担保取引締結後に、担保設定者の所有に属するものに限られる。

時よりも後に、登記されることになっている財産

将来形成財産に、土地使用権は含まれない。

(ベトナム側の説明)

ベトナム側の説明によれば、1項については、担保設定者に関する用語規定（3条1項）を改正して第三者という言葉を外したことから、これとの整合性を保つために、改正したということであり、2項については、2005年民法や2003年土地法との整合性を保つために改正したということである。そして、2項 a) は、例えば自動車を購入する際に資本がない場合、購入予定の自動車を将来形成財産として担保財産として、資本を借り入れる場合を指し、2項 b) について、建設途中のビルなどを将来形成財産として担保財産とする場合を指すとベトナム司法省の担当者は述べていた。

3 8条 将来形成財産による義務履行の担保（改正）

新条文	旧条文
1 担保設定者が、将来形成される担保財産の一部あるいは全部に所有権を有している場合、担保権者は、その財産の一部あるいは全部に対して、所有権を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなけれ	将来形成財産によって義務履行を担保している場合で、担保設定者が担保財産の一部あるいは全部に所有権を有していれば、担保権者はその財産の一部、あるいは全部に対して権利を有する。法律の規定により、所有権登記をしてお

ばならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。	かなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。
2 将来形成される財産が、民事義務を履行するために処分された場合、権限のある国家機関は、担保財産処分結果があれば、これを根拠として、すぐに財産の購入者や受領者に対し、財産の所有権や使用権の移転手続きを実行する。	(新設)

(ベトナム側の説明)

将来形成財産を取得した者の合法的な権利や利益を保護するために2項を新設したということである。

4 8条a 将来義務の履行の担保 (補充)

新条文	旧条文
1 将来発生する義務の履行を担保する契約において、他の合意や法律で他の規定がある場合を除き、当事者は、担保義務の範囲及び担保義務履行の期限に関して具体的な合意をすることは強制されない。	(新設)

2 義務が形成されても、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。	(新設)
---	------

(ベトナム側の説明)

民法 319 条 2 項²において、将来義務を担保することができる旨規定されていたが、議定 163 号にはこれに関する規定がなかったので補充したということである。これは、いわゆる根抵当や根保証を想定しているものと思われる。

5 21条 留置されている抵当財産 (改正)

新条文	旧条文
抵当財産が、民法 416 条の規定に従って、留置されている場合、抵当権者あるいは義務者が、法律の規定に従って処分するため、留置者【bên cầm giữ】に対して、義務を履行した後、留置者は、留置財産を抵当権者に渡さなければならない。	民法 416 条の規定に従って、財産を留置できる権利者がいる場合、留置権者は、抵当権者よりも優先する。

(ベトナム側の説明)

従来は、抵当財産が、留置されている財産である場合、抵当権者は当該財産を処分することはできるのか、また、その清算順位はどうなるのか、について規定されていなかったことから、抵当財産が、留置されている場合、その処理には多くの問題が発生

² 第 319 条 債務履行の担保の範囲

2. 当事者は、現在の債務、将来の債務、または条件付債務をも含む各種債務の履行を担保するために、債務履行の担保措置について合意することができる。

していたようである。かかる問題を克服するために、21 条を改正したということである。

6 47 条 保証人の財産の処分 (改正)

新条文	旧条文
民法 369 条の規定に従って、保証人の財産を処理する際、次のとおり行う。	民法 369 条の規定に従って、保証人の財産を処分しなければならない場合、各当事者は、処分すべき財産、処分の時間・場所・方式に関して合意できる；その合意がされない場合、保証権者は、裁判所に訴えを提起することができる。
1 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関して合意がある場合、質財産や抵当財産は、本議定の 4 章の規定に従って処分される。	
2 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関しての合意がされていない場合、保証人は、保証権者の要求に従い、保証権者の処分のために、自身が所有する財産を引	

き渡さなければならない ³ 。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。	
3 保証人の財産処分時点において、保証人が処分のための財産を有していない場合や、財産処分から得られた金額が被担保義務を清算するのに十分ではない場合、保証された義務の範囲内において、保証権者は、処分を継続するため、処分時点後に得られた財産を、保証人に引き渡すよう要求することができる。	

(ベトナム側の説明)

保証人の財産の処分方法について、明確に規定しておらず、多くの障害が発生していたので、これを明確に規定することとした。

7 47 条 a 保証権者同士、または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者との間における清算優先順位 (補充)

³【原文】bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

新条文	旧条文
1 各保証権者同士は、清算優先順位は同じである。保証人の財産の処分から得られた金員は、被保証義務に応じた割合で、各保証人に分割される。	(新設)
2 法律の規定に従って、登記された質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者は、保証権者よりも優先して清算される。	(新設)
3 法律の規定に従った登記がされていない質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者及び供託権利者の清算の優先順位は、担保取引が成立した順位に従って確定される。	(新設)

法 325 条 3 項⁴に基づき、このような処理になったものと思われる。

以 上

(ベトナム側の説明)

1 項は債権者平等の原則に基づいての規定であり、2 項は登記された担保物権が債権を有するという考えに基づいての規定ということである。3 項は、民

⁴ 民法 325 条 3 項

一つの財産で複数の民事義務の履行を担保している場合において、すべての担保取引が登記されていない場合、清算の優先順位は担保取引が確立された順位による。

担保取引に関する政府議定 (163/2006/NĐ-CP, 11/2012/NĐ-CP)¹

第1章

総則

1条 調整範囲

本議定は、民事義務【nghĩa vụ dân sự】の履行を担保するための担保取引の成立・履行及び担保財産の処理に関して、民法の一部条項を具体的に執行していくために規定したものである。

2条 法律の適用

担保取引の成立・履行及び担保財産の処理は、民法・本議定及び関連する法律規範文書の規定に従って実行される。

3条 用語解説（1項及び9項を改正）

本議定における各用語は次のとおり理解される。

1 担保設定者は、自身の所有に属する財産・土地使用権及び信用を使用する者、あるいは自分自身の、又は他人の民事義務の履行を担保するために担保権者に対して、その履行を約束した者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託提供者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる²。

~~1—担保設定者【Bên bảo đảm】とは、義務を負う者あるいは民事義務の履行の担保を約束した第三者であり、これには、質権設定者・抵当権設定者・手付提供者・寄託設定者・供託設定者・保証人及び信頼による抵当が設定された場合の末端の政治—社会組織が含まれる。~~

2 担保権者【Bên nhận bảo đảm】とは、一つあるいは複数の担保取引によって担保された権利を行使するという民事関係において、権利を有する者であり、これには質権者・抵当権者・手付受領者【bên đặt cọc】・寄託受領者【bên ý cược】・保証権者【bên bảo lãnh】・

¹ 2006年163号議定の一部を改正したのが、2012年11号議定（2012年2月22日公布）である。11号議定は2012年4月10日から施行された。163号議定と11号議定は、法規範文書自体は別個独立しているものの、11号議定は163号議定の一部条項を修正したものであることから、本仮訳においては、便宜上、163号議定中に11号議定を組み入れる形で表記した。また、改正された条文についてはイタリック文字で表記し、旧条文については取消線を入れて表記している。脚注の英訳は、ベトナム司法省ホームページで公開されている本議定の英訳を引用したものである。

² pledgor, mortgagor, depositor, escrow account depositor, collateral payer, guarantor or a grassroots socio-political organization in case of trust.

信用抵当の場合の信用組織【tổ chức chính trị - xã hội tại cơ sở trong trường hợp tín chấp】，そして，銀行から支払いを受けたり，供託【ký quỹ】において損害賠償を受けたりすることができる者³が含まれる。

3 善意の担保権者は，担保設定者が民事義務を履行するための財産の使用権を有していなかったことに関して，知らなかった，あるいは，知りうることができずに担保を受領した者である。

4 義務者【Bên có nghĩa vụ】とは，権利者に対して担保された義務を履行しなければならない者をいう。

5 被担保義務【Nghĩa vụ được bảo đảm】とは，一部あるいは全部の民事義務であり，これらは現在の義務【nghĩa vụ hiện tại】，将来の義務，あるいは義務を履行する上で条件が付されている義務であり，条件付義務は一つあるいは複数の担保取引によって担保されている。

6 将来義務【Nghĩa vụ trong tương lai】とは，担保取引締結後に成立される民事取引から発生する民事債義務である。

7 担保財産【Tài sản bảo đảm】とは，担保権者に対して民事義務の履行を担保するために担保設定者が使用している財産である。

8 生産やビジネス過程において流通している商品【Hàng hóa luân chuyển trong quá trình sản xuất, kinh doanh】⁴とは，担保設定者の生産・ビジネス活動の範囲内において，交換・売買・賃貸のために使用されている動産である。

9 有価証券【Giấy tờ có giá】は，株券【cổ phiếu】・社債【trái phiếu】・為替手形【hối phiếu】・約束手形【kỳ phiếu】・信用手形【tín phiếu】・預かり証券【chứng chỉ tiền gửi】・小切手【séc】・基金証明書【chứng chỉ quỹ】⁵，その他法律に規定により価値のある証券で，換金可能で，かつ取引が許されているものである。

~~9 有価証券とは，株券，社債，為替手形，約束手形，預かり証券，小切手，その他の法律に規定された価値のあるもので，換金可能で，かつ取引が許されているものをいう。~~

10 取引可能な財産とは，担保取引成立時点において，法律の規定により，取引が禁止されていない財産である。

4条 担保財産（1項及び2項を改正）

³ a pledgee, mortgagee, deposit receiver, escrow account receiver, guarantee or a credit institution in case of trust, or a party entitled to a payment by bank or to a damages in case of collateral.

⁴ Goods circulated in the production or business process

⁵ stocks, bonds, bills of exchange, promissory notes, deposit certificates, checks

1 担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引が禁止されていないものである。

~~1 担保財産は、当事者によって合意されたもので、義務者の所有に属するか、あるいは、権利者に対してその財産で義務者の義務履行を担保することを約束した第三者の所有に属するものである。担保財産は、現存する財産であるか、将来形成される財産で、取引可能なものである。~~

2 将来形成財産は、次のものを含む

a) 借入資本から形成された財産

b) 形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立されている財産

c) すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結時よりも後に、登記されることになっている財産

将来形成財産に、土地所有権は含まれない。

~~2 将来形成財産は、義務成立後、あるいは担保取引締結後に、担保設定者の所有に属している財産である。将来形成財産は、担保取引締結時点において形成された全財産を含むが、担保取引締結後に、担保設定者の所有に属するものに限られる。~~

3 国営企業は、法律に他の規定がある場合を除き、民事義務の履行を担保するために、その管理権及び使用権に属している財産を使用することができる。

4 法律に他の規定がある場合を除き、担保取引が合法的に締結されて、かつ第三者に対しても法的効力を有している場合、裁判所その他権限のある国家機関は、担保設定者のその他の義務を履行するため、担保財産を差し押さえることはできない。

5 条 複数の民事義務の履行を担保するために使用される財産の価値

担保設定者が、民法 324 条 1 項⁶の規定に従って、複数の民事義務の履行を担保するために一つの財産を使用する場合、当事者は、法律に他の規定がある場合を除き、担保された民事義務の総価値よりも低い、同等、あるいは高い財産を使用することを合意できる。

6 条 清算の優先順位

1 担保財産を処理する際の清算優先順位は、民法 325 条の規定に従って確定される。

⁶ 第 324 条 多数の債務履行のための担保を用いる一つの財産

1. 担保取引の確立時点における価値が、担保される債務の価値総額より大きい場合、一つの財産は多数の債務履行のための担保を用いることができる。ただし、他の合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除く。

2 同一財産で担保されている当事者は、当事者間において、清算優先順位の変更に関しての合意ができる。清算優先権を得た者は、自身が優先権を得た範囲でのみ、清算が優先される。

3 担保財産の処理により回収された金額が、同順位の清算優先順位を持つ担保権者にとって不十分である場合、その（回収）総額は、担保された義務の価値に応じた割合に応じて、各当事者に清算される。

7条 民事債務履行のための担保取引の選択

複数の担保取引によって、担保されている一つの民事義務で、義務の期限が到来したが、その時点で、履行ができない、あるいはその義務の履行が適切ではない場合、担保権者は、当事者間において他の合意がない限り、一つの担保取引を処理するか、あるいは全ての担保取引を処理するかいずれでも選択できる。

7条a 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当に関する通報（補充）

1 陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の抵当登記後、登記申請者が担保取引登記証明書コピーの発給申請費用を支払った場合、担保取引登記機関は、交通手段の移転登記権限のある国家機関に対し、登記証明書コピー1通を送る。交通手段の登記権限のある国家機関は、登記証明書コピーを受領したその日のうちに、交通手段に抵当が設定されていることに関する情報を更新しなければならない。

2 抵当登記抹消後、抹消登記申請者が担保取引登記抹消証明書類のコピーの発給申請費用を支払った場合、担保取引登記機関は、交通手段の移転登記権限のある国家機関に対し、交通手段の抵当が抹消されたことに関する情報を更新するために登記抹消証明書コピー1通を送る。

3 交通手段の登記書の再発行申請や変更申請があった場合や、あるいは記載されている交通手段が、担保取引登記抹消証明書がない抵当財産で、これに対する所有権の変更申請があった場合、交通手段の所有者は、認証【*chứng thực*】のある原本1通か、あるいはその交通手段の抵当権者の【*giải chấp*】書類原本や同意書類原本と対照するためのコピー1通を提出しなければならない。

第2章

担保取引の締結

8条 将来形成財産による義務履行の担保（改正）

1 担保設定者が、将来形成される担保財産の一部あるいは全部に所有権を有している場合、担保権者は、その財産の一部あるいは全部に対して、所有権を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる

2 将来形成される財産が、民事義務を履行するために処分された場合、権限のある国家機関は、担保財産処分結果があれば、これを根拠として、すぐに財産の購入者や受領者に対し、財産の所有権や使用権の移転手続きを実行する。

~~将来形成財産によって義務履行を担保している場合で、担保設定者が担保財産の一部あるいは全部に所有権を有していれば、担保権者はその財産の一部、あるいは全部に対して権利を有する。法律の規定により、所有権登記をしておかなければならない財産について、担保設定者が登記をしていなかった場合でも、担保権者は、処分期限が到来すれば、財産の処分をすることができる。~~

8条 a 将来発生義務の履行担保（補充）

1 将来発生する義務の履行を担保する契約において、他の合意や法律で他の規定がある場合を除き、当事者は、担保義務の範囲及び担保義務履行の期限に関して具体的な合意をすることは強制されない。

2 義務が形成されても、当事者は、登記された担保取引の内容を変更する登記をする必要はない。

9条 担保取引の公証・認証

1 担保取引の公証あるいは認証は、当事者の合意による。

2 法律の規定がある場合、担保取引は、公証あるいは認証をしなければならない。

10条 担保取引の効力（2項を削除）

1 合法的に締結された担保取引は、締結時点から効力を有する。但し、以下の場合を除く。

a) 当事者間において、他の合意がある場合

b) 財産質は、質権者に財産が交付された時点から効力を有する。

c) 土地使用権・森林使用権・植林された生産林の所有権・航空機，船舶の抵当は，抵当が登記された時点から効力を有する。

d) 法律に規定がある場合，担保取引は，公証あるいは認証時点から効力を有する。

~~2 担保取引財産に関しての一般的な記載は，担保取引効力に影響しない。~~

1 1 条 第三者に対して担保取引が法的効力を有する時点

1 担保取引は，登記時点から，第三者に対して法的効力を有する。登記時点は，担保取引に関する法律の規定によって確定される。

2 担保取引に参加する一部あるいは両当事者に交替があっても，担保取引が第三者に対して有効となった時点は変わらない。

1 2 条 担保取引の登記（4項を補充）

1 登記しなければならない場合は以下のとおり。

- a) 土地使用权抵当
- b) 森林使用権・植林された生産林の所有権の抵当
- c) 航空機・船舶の抵当
- d) 多数の債務の履行を担保するための財産
- d) その他法律の規定がある場合

2 この条文の第1項に規定する場合以外で，個人・組織が，登記を要求した場合の担保取引

3 担保取引登記の順序・手続き・管轄は，担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされる。

4 担保設定者が判決執行される者（判決債務者）であり，担保権者が判決執行の利益を受ける者（判決債権者）である場合において，担保設定者の義務を履行して，これにより権限のある判決執行機関によって，判決執行結果の確認書が発行された場合，担保設定者が担保取引抹消申請者であれば，その確認書は，担保権者の担保取引登記抹消同意書面の代わりとなる。

1 3 条 担保設定者の所有に属さない担保財産の場合

1 担保設定者が、自身の所有に属さない財産を、民事義務履行の担保のために使用する場合、所有主は、民法256、257及び258条⁷並びにこの条文の2項に従って、財産の返還を要求できる。

2 担保財産が、遅参払い【trả chậm】や分割払い【trả dần】で購入した財産、営業登記をした企業あるいは個人によって、1年以上の期間付きで賃貸借されている財産（例えば、機械一般【máy móc】、設備あるいは所有権登記の対象とはならないその他の動産）で、かつ、その契約締結から15日以内に、権限のある担保取引登記機関において、遅参払い契約、分割払い契約、賃貸借契約の登記をした場合、担保財産を処分する際、売り主側は所有権を留保でき、賃貸人側は、第1位の優先弁済順位を持つ。仮に、（分割払い契約等の）登記がされていない場合、あるいは、上記期間経過後の登記で、かつ担保取引の時点よりも後に登記された場合、担保権者は、担保財産を処分する際、善意の担保権者で、かつ、第1位の優先弁済順位のある者とみなされる。

3 遅参払い契約、分割払い契約及び賃貸借契約登記後に、遅参払いや分割払いで購入した財産や賃貸借財産を担保財産として提供を受けた組織及び個人は、善意の担保権者とみなされない。

14条 担保設定者が再編成された法人である場合

1 担保設定者が再編成された法人である場合、再編成（分割・分離・合一（統合）・合併・変更）前に法人の再編成について、担保権者に通知しなければならない。

2 当事者は、法人の組織再編成の過程において、相続・担保された義務の履行及び担保取引に関して合意できる。合意がされない場合、担保権者は、義務者に対して、期限前の義務履行を要求できる。その要求がない場合は、以下のように解決される。

a) 法人分割の場合、新しく成立した各法人は、担保取引の履行に関して、連帯して責任を負わなければならない。

⁷ 第256条 財産の返還要求権

財産の所有者、合法的占有者は、自己の所有権または合法的占有権に属する財産を法的根拠がなく占有し、使用または収益している者に、財産を返還するよう要求することができる。ただし、本法典第247条1項に規定される場合を除く。財産が善意の者に占有された場合において、本法典第257条と第258条を適用する。

第257条 善意の占有者より所有権登記が不要の動産の返還要求

財産の処分権を有しない者との無償契約によって、所有権登記が不要の動産を取得した者が善意の占有者である場合、所有者は、動産の返還を要求する権利を有する。契約が有償の場合、動産が盗難、紛失または所有者の意思外に占有される他の場合において、その動産の返還を要求する権利を有する。

第258条 善意の占有者より所有権登記が必要な動産または不動産の返還要求

所有者は所有権登記が必要な動産または不動産の返還を要求することができる。ただし、善意の第三者が競売を介して当該財産を獲得した場合、または国家の権限機関の判決、決定による財産所有者が判決、決定が破棄、修正されることによって財産所有者でなくなった人との取引の場合を除く。

b) 法人分離の場合、分離された法人と分離した法人は、担保取引の履行に関して連帯して責任を負わなければならない。

c) 合一（統合）又は合併した場合、合一（統合）又は合併した法人は、担保取引を履行しなければならない。

d) 企業や国営企業が変更した場合【Trong trường hợp chuyển đổi doanh nghiệp, chuyển đổi công ty nhà nước】，変更後の企業は、担保取引を履行しなければならない。

3 法人の組織再編成の前に確立された取引で、履行期間が残存しているものについては、両当事者はその取引を再締結する必要はない。両当事者は、担保設定者変更に関しての記録書類を作成【lập văn bản ghi nhận】できる。

登記された担保取引について、担保設定者の変更登記は法律が規定する期間内に行わなければならない。

15条 担保取引と被担保義務契約との関係

1 被担保義務契約が、その契約の不履行により無効となった場合、担保取引も終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。

2 無効な担保取引は、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約を終了させない。

3 両当事者がその契約の履行を果たさないまま、被担保義務契約が、取り消されるか、あるいは一方的に履行を終了した場合、担保取引は終了する。仮に被担保義務契約の一部あるいは全部が履行されていた場合、他の合意がある場合を除き、担保取引は終了しない。

4 担保取引が取り消され、あるいは一方的に履行を終了した場合でも、他の合意がある場合を除き、被担保義務契約は終了しない。

5 担保取引が、この条文の1項及び3項によって終了しなかった場合、担保権者は、自身に対して義務を有する者の返済義務を清算するため、担保財産を処分することができる。

第3章

担保取引の履行

第1節 財産質【CẦM CỔ TÀI SẢN】

16条 質財産の保管

質権者は、質財産の移転を受けた後、直接財産を保管するか、第三者に対して財産の保管を委託する。第三者に委託する場合、質権者は、質権設定者に対し、民法332条⁸で規定された義務や、質権設定者との合意によるその他義務を負ったままである。

17条 質権者が質財産を保管中に、質財産を紛失・破損・価値を喪失又は低下させた場合の責任

1 質財産が、その価値を喪失・低下させるような危険物である場合、その財産を保管している質権者は、質権設定者に通知し、一定期間内に解決方法を知らせるよう要求できる。仮に質設定者が回答をしないまま、その期間が終了した場合、質権者は、必要な予防措置を講じなければならない。質権者は、危険が発生したことに過失がない限り、質権設定者に対して合理的な費用を支払うよう請求できる。

質権者の過失によって、質財産の紛失・破損、価値の喪失・低下が生じた場合、質権者は質権設定者に損害を賠償しなければならない。

2 質財産が、第三者によって保管され、紛失・破損、価値の喪失・低下という危険のある目的物の場合、その第三者と質権者の権利・義務は財産保管契約に従うことになる。

3 この条文の1項及び2項の規定は、質物が自然消耗による場合は適用されない

18条 質権者が、質財産を売却・交換・贈与・賃貸・貸与したり、その他の義務の履行を担保するために質財産を持ち出したりした場合の責任

⁸ 第332条 財産の質権者の義務

財産の質権者には、以下の義務がある。

1. 質財産を保管し保持する。質財産を遺失または損壊した場合には、質権設定者に損害を賠償しなければならない。

2. 質財産を売却し、交換し、贈与し、賃貸借、貸与してはならない。質財産を他の義務履行の担保として用いることはできない。

3. 質権設定者の許可を得ない場合、質財産の効用を開発し、その質財産からの天然果実および法定果実を収益してはならない。

4. 質権による担保義務が終了した、または他の担保措置に代えられたとき、質財産を返還する。

1 民法 332 条 2 項の義務に違反して、質権者が上記各行為（売却等）を行った場合、質権設定者はその財産の返還を請求することでき、被害が発生していれば、損害賠償請求できる。質権設定者は、以下の場合、財産の返還を請求できない。

a) 買主・交換された者・贈与を受けた者が、民法 247 条 1 項⁹に基づき、時効により所有権を取得した場合

b) 質財産が所有権登記を要求されていない動産であり、かつ、その質財産の買主及びそれと交換された者が善意である場合（民法 257 条）

2 質権設定者が、この条文の第 1 項の規定に従い、買主・交換された者、贈与を受けた者から財産を取り返すことができない場合、質権者は質設定者に損害を賠償しなければならない。

19 条 質として貨物引換証【*vận đơn*】・銀行カード【*thẻ tiết kiệm*】・有価証券を受領した場合の質権者の権利（3 項を改正）

1 ベトナム航海法 89 条の規定に従って、質として、指図付貨物引換証【*vận đơn theo lệnh*】¹⁰や無記名貨物引換証【*vận đơn vô danh*】¹¹（貨物引換証の完全セット）を受領した場合。質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対して権利を有する。

2 質として銀行カードを受領した場合、預金を預かっている組織に対して、質権設定者の預金口座を凍結するよう要求できる。

3 質として有価証券を受領した場合、質権者は、有価証券発行者あるいは証券保管センター【*Trung tâm Lưu ký chứng khoán*】¹²に対して、その有価証券に対して、質権者の監察権を確保するよう要求できる。

有価証券発行者、あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保するという約束に反し、これにより質権者に損害を及ぼした場合、他の合意がある場合を除き、質権者に対して、損害賠償する責任を負う。

質財産が、登記・証券保管の対象となる場合、担保取引登記官における質登記は、担保取引登記に関する法律の規定に従ってなされ、証券保管センターにおける登記・証券保管は、証券に関する法律の規定に従ってなされる。

⁹ 第 247 条 時効による所有権の所得

1. 法律の根拠のない財産に対しては、動産の場合 10 年間、不動産の場合 30 年間、善意的で、連続的、公開的に占有する人または利益を享受する人は、本条第 2 項に規定される場合を除き、占有した時点からその財産の所有者になる。

¹⁰ an ordered bill of lading

¹¹ a bearer bill of lading

¹² the Securities Depository Center

~~3 質として有価証券を受領した場合、質権者は、有価証券の発行者、あるいは証券保管センターに対して、その有価証券に記載されている財産価値を監察する質権者の権利を確保するよう要求できる。~~

~~有価証券発行者、あるいは証券保管センターが、質権者の監察権を確保するとの約束を遵守しなかった場合、他の合意がある場合を除き、その有価証券に記載された価値の低下部分と同じ損害賠償責任を負う。~~

第2節 財産抵当【THẾ CHẤP TÀI SẢN】

20条 抵当財産を売却・交換・贈与した場合の抵当権者の権利（一部語句の変更・削除）

1 抵当権設定者が、生産、ビジネス過程の流通商品ではない抵当財産を、抵当権者の承諾を得ずに売却・交換・贈与した場合、抵当権者は、以下の場合を除いて、抵当財産を回収することができる。

a) 抵当財産が登記される前になされた売却・交換で、かつ、抵当財産の買主・交換を受けた者が善意である場合

b) 抵当登記された~~機械交通手段~~陸路機械交通手段・内地水運手段・鉄道交通手段の買主、これらと交換された者で、登記内容がフレームナンバー~~やエンジンナンバー~~を正確に記載しておらず、かつ抵当財産の買主・交換された者が、善意である場合。

2 抵当権者が抵当財産の回収を行わない場合、回収金額、清算請求権、あるいは、抵当財産の売却・交換から得られたその他の財産は、売却、交換された財産に変わって抵当財産となる。

登記された担保取引に関して、抵当権者は、担保財産に関しての登記変更を要求できる。この場合の担保財産の変更登記は登記時点を変更しない。

3 抵当設定者が、自身の生産・ビジネス活動の範囲内で、生産・ビジネス過程の流通商品である抵当財産を売却・交換した場合、抵当権者の同意がある売却・交換の場合や、この条文の1項のa及びbに規定されている場合、買主、受領者はその財産に対して所有権を取得する。

20条a 抵当財産に関する書類の保管（補充）

抵当財産が、航空機【tàu bay】、船舶【tàu biển】あるいは、本議定7条aに規定されている交通手段である場合、抵当権者は、抵当契約が効力を有している間、航空機の所有権証明書・ベトナム船舶登記証明書及び交通手段登記書類の各原本を保管する。

21条 留置されている抵当財産（改正）

民法416条の規定に従って、抵当財産が留置されている場合、抵当権者あるいは義務者が、法律の規定に従って処分するため、留置者【bên cầm giữ】に対して、義務を履行した後、留置者は、留置財産を抵当権者に渡さなければならない。

21条 留置財産が、抵当のために使用された場合の留置者の権利

民法416条の規定に従って、財産を留置できる権利者がいる場合、留置権者は、~~抵当権者よりも優先する。~~

22条 貸金返還請求権【quyền đòi nợ】の抵当（5項を補充）

1 貸金返還請求権者は、将来形成される貸金返還請求権も含めて、貸金返済義務者の同意なくして、その請求権の一部、あるいは全部を、抵当設定できる。

2 貸金返還請求権の抵当権者の権利と義務は、以下のとおりである。

a) 期限が到来しても、貸金返還義務を負う者が義務を果たさない、あるいは義務の履行が十分ではない場合、義務者に対して、自身に支払うよう要求できる。

b) 貸金返還義務者が要求をした場合、貸金返還請求権の抵当に関する情報を提供すること

3 貸金返還義務者は、権利と義務は、以下のとおりである。

a) この条文の第2項に従い、抵当権者のために清算すること

b) 貸金返還請求権の抵当に関しての情報提供を要求すること。抵当権者がその情報提供をしない場合、清算を拒否できる。

4 貸金返還請求権が民法309条¹³の規定に従って、譲渡された場合、貸金返還請求権を受領した者とその権利の抵当権者との優先順位は、権限のある担保取引登記機関において、その取引が登記された時点に従って確定される

¹³ 第309条 債権譲渡

1. 債務履行に対する債権者は、合意により、その債権を以下の場合を除き、債権譲り受け人に譲渡することができる。

5 貸金返還請求権が民法313条¹⁴の規定に従って、譲渡された場合、両当事者は、担保取引を再締結できない。法律の規定に従って、担保権者の変更登記手続きがされた場合、その変更を証明するため、貸金返還請求権の譲渡された者は、貸金返還請求権譲渡契約を提出する。

23条 抵当財産の賃貸【cho thuê】と貸与【cho mượn】

1 抵当権設定者が、民法349条5項¹⁵の規定に従って、その財産が抵当のために使用されていることを、賃借人あるいは借受人に通知しないまま、その抵当財産を賃貸し、あるいは貸与し、これにより損害を発生させた場合、賃借人や借受人に損害を賠償しなければならない。

2 義務履行のために抵当財産が処分された際、抵当財産の賃貸借契約や貸与（使用貸借）契約は終了する。賃借人や借受人は、抵当権者との間で他の合意がある場合を除き、処分のために、抵当権者に対してその財産を引き渡さなければならない。

24条 賃貸している財産の抵当

賃貸している財産の抵当の場合、抵当設定者は、抵当権者に対してその財産を賃貸していることを通知しなければならない。その財産が、義務履行のために処分された場合でも、賃借人は、当事者間において他の合意がある場合を除き、賃貸借契約が終了するまで、賃借し続けることができる。

25条 抵当設定者、あるいは抵当財産を保管する第三者の責任

1 抵当財産を紛失・破損したり、その価値を喪失・低下させたりした場合、抵当設定者は、他の合意がある場合を除き、すぐに抵当権者に通知し、修理・補充をするか、あるいは同等の価値のある他の財産に抵当設定するか、あるいはその他の担保方法で補充しなければならない。

a)給養要求、生命・健康・名誉・人格・威信の侵犯によって生じた損害賠償要求の権利。

b)債権者と債務者が、債権を譲渡することができないことに合意した場合。

c)法律で規定されている他の場合

2.債権者が債権を債権譲り受け人に譲渡するならば、債権譲り受け人は、債権者となる。債権を譲渡する人は、債務者に、債権譲渡について文書をもって通知しなければならない。他の合意があるか、または法律で別の規定がある場合を除き、債権譲渡は、債務者の同意がなくても、実行できる。

¹⁴ 第313条 債務履行に対する担保付きの債権譲渡
担保付き債務の履行の債権の場合、債権を譲渡するにあたり、その担保も含む。

¹⁵ 第349条 抵当権設定者の権利

5.抵当財産を賃貸、使用貸与することができるが賃借人、借受人に賃貸、使用貸与財産に抵当権が設定されていることを知らせ、抵当権者に知らせなければならない。

2 抵当財産を保管している第三者が、民法352条1項¹⁶の規定に従い、抵当財産を紛失し、その価値を喪失又は低下させたことにより損害を賠償した際、賠償金額が担保財産となる。

3 抵当目的物が自然消耗した場合、担保財産を保管する第三者は、損害を賠償する必要はない。

26条 将来形成される抵当財産の監察及び検査

抵当設定者は、財産の形成過程において、抵当権者が、監察・検査を実施するための条件を整える義務がある。抵当権者による監督・検査は、財産形成の障害やトラブルの原因にはなっていない。

27条 抵当財産の投資（3項を補充）

1 抵当権者は、抵当設定者あるいは第三者による、抵当財産の価値を高めることを目的とした投資を制限してはならない。

2 抵当設定者が、他の義務の履行を担保することを目的として、担保財産を投資し、投資により増加した財産部分を使用する、あるいは、第三者が抵当財産を投資し、投資により増加した財産部分に抵当設定した場合、次のとおり解決する。

a) 財産の増加部分を、投資前の財産の価値と比較して、抵当財産の価値を喪失あるいは低下させることなく、抵当財産から分離できる場合、各担保権者は、処分のために、自身が担保として受領している財産部分を分離することができる。

b) 投資による増加部分を担保財産から分離できない場合、財産は、義務履行のために全部として処分される。各担保権者間の清算優先順位は、登記された時点に従って確定される。

3 抵当設定者あるいは第三者が、抵当財産に投資した（以下、「抵当財産に投資した者」と呼ぶ。）が、民事義務の履行担保のために、財産の増加部分を使用しない場合、次のように解決される。

a) 投資による財産の増加部分を、抵当財産の価値を喪失・低下させることなく、抵当財産から分離することができる場合、担保財産を処分する際、担保財産に投資し

¹⁶ 第352条 抵当財産を預かる第三者の義務

1. 抵当財産を保管し、保持する。抵当財産を遺失したか、抵当財産の価値を無くすかまたはその価値を減少させたときは、賠償しなければならない。

た者は、他の合意がある場合を除き、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することができる。

b) 投資による財産の増加部分を抵当財産から分離することができない場合、あるいは、分離により、抵当財産の価値を喪失・低下させる場合、抵当財産に投資した者は、投資により増加した財産部分を抵当財産から分離することはできないが、抵当財産を処分する際、他の合意がある場合を除き、抵当財産に投資した者は、価値が増加した部分の清算は優先される。

28条 抵当登記申請者のために土地所有権の証明書及び財産所有権証明書を返還すること

1 当事者に合意がある場合、あるいは法律が、複数の民事義務履行の担保のために、土地所有権や所有権登記のある財産を使用することを許可している場合、抵当権者や土地所有権証明書や財産所有権証明書を保管している第三者は、担保取引登記の実施に関して、各抵当権者による他の合意がある場合を除き、抵当登記手続きを行う登記申請者に対し、その証明書を返還しなければならない。

2 当事者間において他の合意がある場合を除き、担保取引登記が完了した日から5日以内に、登記申請者は、抵当権者や土地所有権証明書や財産所有権証明書を保管することができる第三者に対して、これら証明書を返還する責任を負う。

第3節 手付け・寄託 【bên đặt cọc, bên ký cược】

29条 手付金と前払金が明確に区別できない場合

契約において一方が他方に対し、一定の金銭を渡す場合において、これが手付金であるのか、前払金であるのか、明確に区別できない場合、この金銭は前払金とみなされる。

30条 手付提供者及び寄託提供者の義務

1 他の合意がある場合を除き、手付受領者や寄託受領者に対して、手付財産や寄託財産を保管・維持するための合理的な費用を支払うこと

2 法律の規定あるいは合意により、当該財産の所有権が手付受領者や寄託受領者に移転する場合において、法律が所有権登記を必要としている財産に対しては、手付受領者や寄託受領者のために、手付財産や寄託財産の所有権登記を行うこと

3 1 条 手付提供者及び寄託提供者の権利

財産の使用により、その価値を喪失・低下させたりするような場合、手付提供者や寄託提供者は、手付受領者や寄託受領者に対し、手付財産や寄託財産の使用をやめるよう要求できる。

3 2 条 手付受領者及び寄託受領者の義務

1 手付財産や寄託財産を保管・維持すること；当事者に他の合意がある場合を除き、手付財産や寄託財産の開発・使用はできない。

2 手付提供者や寄託提供者が同意している場合を除き、手付財産や寄託財産に対して、取引を確立することはできない。

3 3 条 手付受領者及び寄託受領者の権利

他の合意がある場合を除き、手付提供者が契約の締結や履行を拒否した場合、手付受領者は手付財産の所有権を取得する。

他の合意がある場合を除き、寄託提供者に返還する寄託財産が存在しない場合、寄託受領者は寄託財産の所有権を取得する。

第4節 供託【KÝ QUỠ】

3 4 条 供託財産

1 民法360条1項¹⁷の規定による供託財産は、民事義務履行を担保するために、商業銀行における凍結口座に託されている。

2 供託財産と供託場所である銀行において、当事者の合意あるいは法律の規定により1回あるいは複数回供託することは、当事者によって合意されるか、法律によって規定される

3 5 条 供託場所である銀行の義務

¹⁷ 第360条 供託

1. 供託とは、債務者が、義務履行を保証するために、銀行における、凍結口座に一定の金額、または貴金属、宝石、または有価証券を預けることである。

1 銀行によって清算される権利者の要求に従い清算することと、銀行事務費用を控除した後、供託財産の価値の範囲内において損害を賠償すること。

2 供託終了時、銀行の事務費用や権利者の要求に従って清算された金額を控除した後の残っている供託財産を供託提供者に返還すること

3 6 条 供託場所である銀行の権利

1 清算や損害賠償が合法的な手続きを踏んで実行されることを、銀行によって清算されたり、損害賠償を受ける権利者に要求すること。

2 銀行事務費用を受領すること

3 7 条 供託提供者【bên ký quỹ¹⁸】の義務

1 銀行によって、清算されたり、損害賠償を受ける権利のある者が指定・承諾した銀行における供託を提供すること。

2 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な合意に従って、十分な供託財産を提供すること

3 清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者との合法的な約束に基づく清算条件に関して供託場所となる銀行との間で合意すること

3 8 条 供託提供者の権利

供託提供者は、供託が終了した際、銀行手数料や銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者の要求に従って清算された金額を控除した後、残っている供託財産の返還を、供託場所である銀行に要求する権利を有する。

3 9 条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取る権利のある者の義務

銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者は、供託場所である銀行に対し、清算を要求する際、合法的な手続きを取らなければならない。

4 0 条 銀行によって清算されたり、損害賠償を受け取ることができる者の権利

¹⁸ the collateral maker

銀行によって清算、損害賠償を受け取ることができる者は、供託場所である銀行に対して、十分かつ期限内に清算するように要求することができる。

第5節 保証【bảo lãnh】

4 1 条 保証義務履行の根拠

保証義務の履行は、当事者間の合意、以下の各場合も含めて法律の規定を根拠とする。

1 被保証義務の履行期限が到来したが、被保証人【bên được bảo lãnh】（主たる義務者）が、保証権者【bên nhận bảo lãnh】（権利者）に対して、履行しない、あるいは十分に義務を履行しない場合

2 被保証人（主たる義務者）が、義務違反を理由として期限が到来する前に保証権者（権利者）に対して義務を履行しなければならないが、履行しない、あるいは十分に義務を履行しない場合

3 被保証人（主たる義務者）が自身の義務履行が不可能であるときのみ、保証人【bên bảo lãnh】が、保証義務を履行しなければならないという当事者の合意がある場合で、被保証人が自身の義務の履行が不可能なとき

4 その他法律が規定している根拠

4 2 条 保証義務履行に関する通知

本議定4 1 条に従って、保証義務履行の根拠が発生した場合、保証権者（権利者）は、保証人に対して義務履行に関する通知を行う。被保証人（主たる義務者）が義務違反を理由として、期限前に義務を履行しなければならないが、履行しない場合や、義務の履行が不十分である場合、保証権者は、通知において、被保証人が期限前に義務を履行しなければならないなくなった理由を明確に述べなければならない。

4 3 条 保証義務の履行期限

保証人は、当事者の合意による期限内に保証義務を履行しなければならない。合意がない場合、保証人は、保証義務履行に関する通知がされた時点から合理的な一定期間内に義務を履行しなければならない。

4 4 条 保証義務、保証人に対する被保証人（主たる義務者）の義務履行の担保

当事者は、民法の規定、本議定及び関連する法律規範文書に従って、保証義務や、保証人に対する被保証人（主たる義務者）の義務履行を担保するための担保取引を確立することに関して合意することができる。

4 5 条 保証人の求償権（返済要求権【Quyền yêu cầu hoàn trả】）

保証人は、保証義務を履行したことに關して被保証人（主たる義務者）に対して通知する。通知せずに、義務の履行を継続した場合、保証人は被保証人に対して求償できない（自身に対する義務の履行を要求できない）。保証人は、被保証人に対して、被保証人が保証人から受け取ったものを返還するように要求できる。

4 6 条 保証権者の権利

本議定 4 2 条の規定に従って、保証人に対して通知をした時点から、保証権者（権利者）は次の権利を有する。

1 民事訴訟法の規定に従って、裁判所に保証人の財産に対する一時緊急措置【biện pháp khẩn cấp tạm thời】の適用を申請する。

2 保証権者の権利行使を、法律に違反して妨害する者に対して、その行為をやめよう要求すること

4 7 条 保証人の財産の処分（改正）

民法 3 6 9 条の規定に従って、~~保証人の財産を処分しなければならない場合、各当事者は、処分すべき財産、処分の時間・場所・方式に関して合意できる；その合意がされない場合、保証権者は、裁判所に訴えを提起することができる。~~

民法 3 6 9 条¹⁹の規定に従って、保証人の財産を処理する際、次のとおり行う。

1 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関して合意がある場合、質財産や抵当財産は、本議定の 4 章の規定に従って処分される。

¹⁹ 第 369 条 保証人の財産の処理

債務の履行の期限が到来したにもかかわらず、保証人が保証される人の代わりに債務を履行しなかったか、または債務通りに履行しなかった場合、保証人は保証引受人に精算するために、自分の所有財産を差し出さなければならない。

2 当事者において、保証義務履行を担保するため、財産質や財産抵当に関しての合意がされていない場合、保証人は、保証権者の要求に従い、保証権者の処分のために、自身が所有する財産を引き渡さなければならない²⁰。保証人が財産を引き渡すことができない場合、保証権者は法律の規定に従って訴えを提起することができる。

3 保証人の財産処分時点において、保証人が処分のための財産を有していない場合や、財産処分から得られた金額が被担保義務を清算するのに十分ではない場合、保証された義務の範囲内において、保証権者は、処分を継続するため、処分時点後に得られた財産を、保証人に引き渡すよう要求することができる。

47a条 保証権者同士、または保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者との間における清算優先順位（補充）

1 各保証権者同士は、清算優先順位は同じである。保証人の財産の処分から得られた金員は、被保証義務に応じた割合²¹で、各保証人に分割される。

2 法律の規定に従って、登記された質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者・供託権利者は、保証権者よりも優先して清算される²²。

3 法律の規定に従った登記がされていない質契約・抵当契約・手付契約・寄託契約・供託契約の場合、保証権者と質権者・抵当権者・手付権利者・寄託権利者及び供託権利者の清算の優先順位は、担保取引が成立した順位に従って確定される。

48条 保証人が破産した企業や、保証人が死亡した個人あるいは裁判所に死亡宣告された個人である場合における保証義務の履行

1 保証人が破産した企業である場合は、次のように解決する。

a) 保証義務が発生している場合、保証人は保証義務を履行しなければならない。保証人が、保証の範囲内において十分に履行しない場合、保証権者（権利者）は、被保証人（主たる義務者）に対して不足部分の支払いをするよう要求できる。

b) 保証義務が発生していない場合、他の合意がある場合を除き、被保証人は、他の担保方法に置き換えなければならない。

²⁰ bên bảo lãnh phải giao tài sản thuộc sở hữu của mình cho bên nhận bảo lãnh

²¹ tỷ lệ tương ứng với nghĩa vụ được bảo lãnh

²² được ưu tiên thanh toán trước bên nhận bảo lãnh

2 保証人が死亡した個人、あるいは裁判所により死亡宣告がなされた個人である場合、次のように解決される。

a) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、まさに保証人自らによって履行されなければならない場合、保証は終了する。

b) 合意又はその他法律の規定によると、保証義務の履行が、保証人自らによって履行される必要のない場合、保証は終了しない。保証人の相続人は、民法637条の規定に従って保証人に代わり、保証義務を履行しなければならない。但し、民法642条の規定に従って遺産相続を拒否した場合を除く。相続人が保証人に代わって保証義務を履行した場合、被保証人（主たる義務者）に対して保証人の権利を有する。

第6節 信用による抵当【Tín chấp】

49条 信用による抵当

1 信用による抵当は、貧困個人及び世帯【hộ gia đình】が、生産、経営、サービス業務を遂行するため、信用組織において、金銭を借りるために、グラスルートレベルでの政治—社会組織の信用を利用した担保である。

2 信用で担保されている貧困個人及び世帯は、本議定50条で規定されている政治—社会組織の一員でなければならない。

3 貧困基準は、法律の規定に従い、それぞれの期間内において適用される。

50条 信用によって担保する政治—社会組織

以下のグラスルートレベルの政治—社会組織は、信用による抵当を提供する者である。

- 1 ベトナム農民会
- 2 ベトナム女性連合会
- 3 ベトナム労働総連合
- 4 ホーチミン共産青年団
- 5 ベトナム元兵士会
- 6 ベトナム祖国戦線

5 1 条 政治—社会組織の義務

1 信用組織において融資をする際、その信用組織の要求に従い、貧困個人及び世帯の条件及び環境を確定すること。

2 貧困個人及び世帯が金銭を借りる上での補助、ガイド、条件作出に関して、信用組織を主導し、あるいはしっかりと共同すること；適切な目的で、かつ効果的に借入金使用の監察を遂行すること；信用組織のために、十分かつ適切な期限で借入金の返済を督促すること

5 2 条 政治—社会組織の権利

政治—社会組織は、貧困個人及び家族が生産、経営、サービス業に使用したり、信用組織に貸金を返済する可能性がない場合、信用による担保を断ることができる。

5 3 条 信用組織の義務

信用組織は、融資業務や貸金回収業務において、信用による担保をしている社会—社会組織と協力する義務がある。

5 4 条 信用組織の権利

信用組織は、融資使用の検査業務や貸金返済督促業務において、信用による担保をしている政治—社会組織に協力するよう要求することができる。

5 5 条 融資を受けた者の義務

- 1 約束した目的どおりに借入金を使用すること
- 2 借入金使用を検査する際、信用組織や政治—社会組織に対し、便利な条件を作出すること
- 3 信用組織に対して、十分に、かつ期限内に元本と利息を返済すること

第 4 章

質・抵当における担保財産の処分

5 6 条 担保財産が処分される各場合

1 被担保義務の履行期限が到来したが、義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合

2 合意又はその他法律の規定に基づき、義務違反により、義務者が期限到来前に担保された義務を履行しなければならない場合

3 担保設定者が、その他の義務を履行するため、担保財産を処分しなければならないと法律が規定している場合

4 その他合意がある場合や法律の規定がある場合

5 7 条 担保設定者が破産した場合の担保財産の処分

1 担保設定者が、破産した義務者である場合、担保財産は、義務を履行するため、破産に関する法律の規定と本議定に基づいて処分される；担保財産の処分に関して、破産に関する法律の規定が、本議定と異なる場合、破産に関する法律の規定を適用する。

2 質財産や抵当財産を提供している第三者が破産した場合、次のように処理される。

a) 被担保義務の履行期限が到来したのに義務者が履行しない、又は正しく履行しない場合、義務を履行するため、この条文の1項に従って、担保財産は処分される。

b) 被担保義務の履行期限が到来していない場合、当事者の合意に基づいて、担保財産は処分される；合意がない場合、担保設定者の他の義務を履行するため、破産に関する法律の規定に従って、担保財産が処分される。

5 8 条 担保財産処分の原則（4項を改正，6項を補充）

1 一つの義務の履行を担保するために財産が使用されている場合、その財産の処分は当事者の合意に従って実行される；合意がない場合、法律の規定に従って、競売される。

2 複数の義務の履行を担保するために財産が使用されている場合、その財産の処理は担保設定者と各担保権者との間の合意に従って処分される。合意がない又は合意がでなかった場合は、法律の規定に従って競売される。

3 担保財産の処分は、担保取引参加者、関連する個人・組織の合法的な利益や権利を保証するため、客観的、公開、透明な方法で行われ、本議定の各規定にも適合しなければならない。

~~4 担保財産を処分する者（以下、「担保財産処分者」という。）は、担保取引参加者において、他の合意がある場合を除き、担保権者であるか、あるいは担保権者から委託を受けた者である。~~

4 担保財産を処分する者（以下、「担保財産処分者」という。）は、担保取引参加者において、他の合意がある場合を除き、担保権者であるか、あるいは、担保権者から委託された者である。

担保処分者は、担保契約において合意された内容を根拠として、担保設定者の財産処分の委託文書を必要としない担保財産の処分を実行する。

5 貸金を回収するための担保財産処理が、担保権者の財産のビジネス活動であってはならない。

6 担保財産が土地使用权である場合、担保設定者の義務履行の代わりとなる、担保財産を購入し、あるいはまさに担保財産を受領する、組織や個人は、土地使用权証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発給される対象でなければならない；組織や個人が、土地使用权証明書や住宅や土地に定着するその他財産の証明書が発行される対象ではない場合、土地使用权の価値や住宅の価値を享受できるだけである。

59条 合意に基づいて担保財産を処分する方法

1 担保財産の売却

2 担保権者が、担保設定者の義務履行に代えて、その担保財産を受領する。

3 抵当が貸金返還請求権である場合、担保権者が（貸金）全額を受領する、あるいは第三者からその他財産を受領する。

4 その他当事者の合意による方法

60条 多数の債務の履行を担保するために、一つの財産を使用している場合の担保財産処分者の義務

1 本議定61条の規定に従って処分することに関して、各担保権者に通知すること

2 担保財産の処分を実行すること

3 清算優先順位に従って処分された担保財産により得られた金銭を清算すること

6 1 条 複数の義務を担保している場合における担保財産処分の通知（1 項を改正）

~~1 担保財産を処分する前、担保財産処分者は、担保財産処分に関して、担保取引登記機関において保管されている住所に基づいて、各担保権者に対して、書面で通知しなければならないし、あるいは、担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。~~

1 担保財産を処分する前、担保財産処分者は、担保財産処分に関して、担保設定者によって提供されている住所に基づいて、各担保権者に対して、書面で通知しなければならないし、あるいは、担保取引登記に関する法律の規定に従って担保取引処分に関しての書面通知を登記しなければならない。

2 担保財産が、価値が喪失・低下したりする危険のある場合や、貸金返還請求権・有価証券・銀行カード・貨物引換証である場合は、財産処分者は、すぐに財産を処分することができ、これと同時に、その財産の処分に関して各担保権者に通知しなければならない。

3 担保財産処分に関しての通知は、次の内容を含む

- a) 財産を処分した理由
- b) 被担保義務
- c) 財産の記載
- d) 担保財産処分の方法・時期・場所

4 財産処分者がこの条文の第1項の規定に従って財産を処分したことに關する通知を行わず、これにより、登記された担保取引の各担保権者に損害を発生させた場合、その損害を賠償しなければならない。

6 2 条 担保財産を処分する期間

担保財産は、当事者の合意に基づいた期間内に処分される。仮に合意がない場合、財産処理者は、処分期間について決定することができる。しかし、担保財産の処理に關しての通知をした日から、動産の場合は7日間、不動産の場合15日間はこれをするとはきない。但し、本議定6 1 条2項が規定する場合を除く。

6 3 条 処分のための担保財産の差押え【thu giữ】²³

1 担保財産を保管している者は、財産処分者の通知に従い、その者にその財産を引き渡さなければならない。通知において決められた期間が経過しても、保管者がその財産を引き渡さない場合、財産処分者は、処分のため、この条文の2項に従って、担保財産を差し押さえるか、裁判所にその解決を求めることができる。

2 担保財産を差し押さえる際、財産処分者は、次の責任を負う。

a) 合理的期間内に担保財産を差し押さえる方法を適用することについて、財産保管者に事前通知すること。書面通知には、担保財産を差し押さえる理由・実施時間や、当事者の権利・義務を明記しなければならない。

b) 担保財産を差し押さえる過程において、法律で禁止された方法、社会道徳に反する方法を適用してはならない。

3 担保財産を保管する者が、第三者である場合、担保設定者は、担保財産を差し押さえる際、財産処分者に協力する責任を負う。

4 担保設定者、あるいは、担保財産を保管している第三者は、担保財産の差押えに関して、合理的かつ必要な経費を負担しなければならない。処分のために財産を引き渡さない、あるいは合法的な財産留置を妨害する行為を行い、これにより、担保権者に損害を発生させた場合、損害を賠償しなければならない。

5 担保財産を差し押さえる過程において、担保財産を保管している者が、抵抗・妨害したり、公共の場所の安全秩序を損なうような兆しを見せたり、その他法律に違反するよう行為がある場合、財産処分者は、担保財産を差し押さえる担保処分者の権利を確保しつつ、安全・秩序を維持するため、財産の差押えを実行する場所の社【xã】・街区【phường】・地方都市【thị trấn】の人民委員会²⁴や公安機関に対して、それぞれの機能・任務・権限の範囲内で、法律で規定された各種手段を講じることを要求できる。

6 4 条 担保財産処分の未解決期間における担保権者の権利と義務

1 担保財産処理を待っている間、担保権者は、財産の正しい性能と効用に従って、財産を開発・使用できるし、担保財産の使用・開発に関し、抵当設定者にその許可を与えたり、第三者に委託することもできる。

²³ 英訳では、take into custody が当てられている。なお、ベトナムにおいて、執行官が民事判決執行に基づいて行う差押えについては、kê biên という用語が使用されている。担保財産の差押えは、当事者によって行われており、執行官によって行われていないことから、kê biên という用語ではなく、thu giữ という用語が使用されているのかもしれない（私見）。

²⁴ the People's Committee of the commune, ward or district township

財産開発の許可や委託、開発方法、得られた天然果実や法定果実の処分は、書面で記録しなければならない。

2 得られた天然果実、法定果実は、他の合意がある場合を除き、個別に計算される。財産の開発及び使用のために必要な経費を控除した後、残りの金額は、担保権者の清算のために費消される。

6 4 条 a 担保財産の売却（補充）

1 当事者間において、担保財産処分方法として競売にする旨の合意がされた場合、競売は競売に関する法律の規定に従って実施される。

2 当事者間において、財産売却に関して、競売を行わない旨の合意がされた場合、民法の規定や以下の規定に従って、担保財産の売却が実行される。

a) 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。

b) 担保権者は、他の合意がある場合を除き、担保財産の価値と担保義務の価値との間で差のある金額で、担保設定者のために清算しなければならない。

c) 財産売却の結果の後、財産の所有主及び担保財産の処理権限のある当事者は、担保財産の買主のために所有権を移転させるため、法律の規定に基づき、各手続きを行わなければならない。

6 4 条 b 担保設定者の義務履行の代わりとしての担保財産の受領（補充）

当事者が、担保設定者の義務履行の代わりとして担保財産を受領することに関して合意した場合、担保財産の受領は以下のように実行される。

1 当事者は、担保財産の売却価格を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。

2 担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合、担保権者は、他の合意がある場合を除き、担保設定者のために、その差のある金額で清算しなければならない。

3 義務の履行の代わりとして、担保財産を受領する当事者は、担保財産の所有権や使用权の移転の際、権限のある国家機関に対し、担保財産を処理できる権限がある旨の証明文書や担保財産の処理結果を提出しなければならない。

6 5 条 処理方法に関して合意のない場合における動産担保財産の処理

担保財産の処理方法に関して、合意がない場合、担保財産は、法律の規定に従って、競売される。

とりわけ、担保財産が、市場価格で具体的に明確に価格が決定できる場合、財産処理者は、競売手続きを経ず市場価格に従って売却でき、それと同時に、（必要があれば）担保設定者と各担保権者に通知しなければならない。

6 6 条 担保財産が貸金返還請求権である場合の処分

1 担保権者は、貸金返還義務のある第三者に対し、自身あるいは委託者に対し、全額あるいは他の財産を引き渡すよう要求できる。仮に貸金返還義務のある者が要求する場合、担保権者は、貸金返還請求権を有していることを証明する必要がある。

2 担保権者が同時に、貸金返還義務者である場合、担保設定者は、相殺できる。

6 7 条 担保財産が有価証券・貨物引換証・銀行カードである場合の処分

1 担保財産が社債・株券・為替手形等その他の有価証券・銀行カードである場合、社債・株券・為替手形・その他の有価証券・銀行カード等に関する法律の規定に従って、その処分がされる。

2 貨物引換証の質権者は、その貨物引換証に記載された商品に対する占有権を行使するため、法律で規定された手続きに従って貨物引換証を提出することができる。貨物引換証に記載された商品の処分は、本議定 6 5 条の規定に従って実行される。

商品保管者が、貨物引換証に基づいて、担保権者に対して商品を引き渡さず、これにより損害が発生した場合、担保権者に損害を賠償しなければならない。

3 担保権者と清算債務者が同一である場合、担保権者はその全額を相殺できる。

6 8 条 処分方法に関して同意がない場合において、土地使用权や土地に定着する財産が担保財産である場合の処分（3 項及び 4 項を補充）

1 処分方法に関して同意がない場合、土地使用权や土地に定着する財産が担保財産である場合、各財産は競売される。

2 土地に定着する財産だけを抵当財産とし、土地使用权を抵当財産としていない場合、土地に定着する財産を処分する際、買主やその土地に付着する財産の受領者は、引

き続きその土地を使用できる。担保設定者と土地使用者との土地使用権についての契約において、他の合意がある場合を除き、担保設定者の権利と義務は買主やその土地に定着する財産の受領社に引き渡される。

3 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地使用者が同時に土地に定着する財産の所有者である場合、土地に定着する財産は、他の合意がある場合を除き、土地使用権と同時に処分される。

各当事者は、土地使用権や土地に定着する財産の価値を決定する際、当事者間の合意で決めることができるし、財産価値の評価決定機能のある組織を利用することもできる。担保財産の処理から得られる収益は、他の合意がある場合を除き、土地に定着する財産所有者に対して、前もって清算される。

4 土地使用権だけが抵当財産となり、その土地に定着する財産は抵当財産となっていない場合で、かつ土地の使用使用者が同時に土地に定着する財産の所有者ではない場合、土地使用権を処分する際、土地に付着する財産の所有者は、他の合意がある場合を除き、土地使用者と土地に付着する財産の所有者との間の合意により、引き続き土地を使用できる。抵当設定者と土地に定着する財産の所有者との間における権利と義務は、買主や土地使用権の受領者に移転される。

6 9 条 将来義務の履行を担保する場合の優先順位の確定

将来義務の履行を担保するために、担保取引が締結された場合、将来義務の清算優先順位は、将来義務を発生させる民事取引の確立時点に関係なく、その担保取引登記の順番に従って決せられる。

7 0 条 所有権・担保財産使用権の移転

1 担保財産の買主、自身に対する担保設定者の義務の履行に代えて、担保財産を受領した者は、その財産に対して所有権を取得する。所有権の移転の時期は、民法439条²⁵の規定に従って決定される。

2 所有権登記或使用権登記のある担保財産の場合、その財産の所有権或使用権の移転を受けた者は、権限のある国家機関から所有権証明書或使用権証明書が発行される。

²⁵ 第439条 所有権移転の時点

1. 売買財産に対する所有権は、各当事者の他の合意および法律の別の規定がある場合を除いて、財産が引き渡された時点から買主に移転される。

2. 法律が所有権を登記しなければならないと規定する売買財産に対して、所有権は、その財産に対する所有権の登記手続きが終了した時点から、買主に移転する。

3. 売買されたが、まだ引渡されない財産が果実や収益を生じたときは、それらの果実や収益は売主に帰属する。

担保財産の所有権や使用権の移転の手続きは、所有権や使用権の移転登記に関する法律の規定に従ってなされる。財産の所有権移転や使用権移転は、所有者の書面による同意や、担保財産処分に関して、財産所有者あるいは判決執行される者（判決執行債務者）と財産の買主との間での財産売買契約が必要である旨法律が規定している場合、財産質の契約や財産抵当の契約は、各種書類の代わりとして使用される。

7 1 条 担保財産の返還

担保財産の処分時点の前、担保設定者が、担保権者に対する自身の義務を十分に履行し、かつ義務の履行遅延による費用も清算した場合、その（担保）財産の返還請求できる。但し、処分前の担保財産返還時点に関して、法律が他の規定を定めている場合を除く。

施行条項（11 号議定）

1 本議定は、2012 年 4 月 10 日から施行のための効力を有する。

2 司法省の責任

a) 担保財産処理に関して、各規定を案内するために、ベトナム国家銀行、天然資源環境省と協力して主催すること。

b) 担保のある借入活動の法的安全を向上させるため、担保取引に関する法律施行の効果を上げることに係る指示を公布するよう政府首相に提案すること。

c) 担保取引の確立・施行に関する法律規定の施行を検査するために、ベトナム国家銀行と協力して主催すること；関連する各組織・個人のために担保取引分野における法律に関して、案内・指導し、専門業務性を訓練・育成すること。

d) 本議定を執行するため、その他各任務を実行すること。

3 各省庁の各大臣、副大臣、政府所属機関の次官、省あるいは中央直轄都市の人民委員会的主席及び関連する組織及び個人は、本議定施行の責任を負っている。

政府首相

Nguyễn Tấn Dũng 【グエン・タン・ズン】